

1日でわかる■河野順一セミナー

「働き方改革」実戦力アップ講座

労働事件訴訟と社労士の役割

～補佐人としての出廷と証拠収集等を依頼されたら～

残業代請求等の労働事件は相変わらず増加の一途をたどっている。訴訟に持ち込まれるケースも増えるに伴い、労働社会保険諸法令等に関する手続業務に精通する知識と経験を買われ、事件を担当する弁護士の依頼で、当該弁護士の”助っ人”として、その能力を発揮している社労士が見受けられるようになってきたが、その一方で、弁護士からの依頼があったら、業務拡大のチャンスとして何とか対応したいが、具体的にどのようなことをするのかといった相談が寄せられることも少なくない。

●残業代請求訴訟を例に証拠収集の仕方等を詳説！

そこで今回のセミナーでは、実際に労働事件に携わる弁護士から、事件解決に向けての協力を求められたとき、労働事件が解決されるまでのプロセスにおいて、社労士が果たすべき役割等は何か。この点を中心に話を進めていきたい。

主 な 内 容	1 社会保険労務士の業務と役割	1. 「補佐人」としての出頭・陳述依頼
	1. 補佐人として弁護士である訴訟代理人とともに出頭も可 (1) 「補佐人」の選任と専任届 (2) 補佐人としての陳述事項の範囲	2. 労働事件の証拠収集・作成等の依頼 (1) 労働事件と「証拠」 (2) 残業代請求訴訟と「証拠」 ア) 残業代請求訴訟と「労働時間」の証拠集め イ) 残業代請求に関する証拠収集の仕方等
	2 労働事件に関して弁護士から協力依頼を受けたら	3 社会保険労務士としての心構え 1. 「補佐人」としての心構え ほか

◆お問い合わせ＆お申込み方法◆

お申込みの詳細につきましては、別紙のお申込み用紙をご覧ください。

東京法令学院 (<http://www.tokyohorei.co.jp>)

録音録画は一切禁止です。